

# 追試験について

病気またはやむを得ない事由により、**期末試験**や、**学部教授会が認める期末試験以外の評価**を受けることができなかった場合、**全年**追試験の申請ができます（「学部教授会が認める期末試験以外の評価」については、所属学部掲示板を参照するか、所属学部・研究科窓口に問い合わせてください）。

※大学院生が免許・資格取得等のため学部科目を履修する場合、あるいは大学院科目が学部科目と合併で開設され、当該科目を履修する場合、大学院生も追試験の受験対象者としてします。

追試験受験希望者は、以下の点に注意して、追試験の申請手続を行ってください。

1. 受験できなかった科目の試験日の翌日から起算して**3日以内**（窓口業務休止日を除く）に、追試験願を所属学部・研究科窓口に提出してください。ただし、課外活動のために受験できないことが分かっている場合は、**事前に**追試験願を提出し承認を受けておくことが必要です。追試験願には**その試験を受験できなかった事由を証明する書類**の添付が必要です。
2. 追試験の対象となる事由例と、追試験願に添付しなければならない**証明書類**は以下のとおりです。

対象事由例	必要な証明書類
本人の病気、怪我	医師の診断書（試験当日に安静が必要である旨の記載が必要） 学校感染症の場合は、大学所定の『 <a href="#">「学校において予防すべき感染症」罹患証明書</a> 』（※1）でも可。
親族の（2親等内）死亡 ※適用期間は次のとおりとする。 ・死亡日を1日目とした7日以内。 ・死亡前日を1日目として遡った3日以内。	死亡診断書、会葬案内等
教育実習	免許資格課程センター事務室の証明書
介護等体験	免許資格課程センター事務室の証明書
館園実習	免許資格課程センター事務室の証明書
社会福祉援助、精神保健福祉援助に関する実習	社会学部・社会学研究科事務室の証明書
公認心理師に係る心理実習	心理学部・心理学研究科事務室の証明書
就職試験（※2） （採用に関わらないインターンシップや説明会等は除く）	企業等が発行する就職（採用）試験受験証明書（※2）
大学院入学試験	当該大学院が発行する受験証明書
正課科目のインターンシップ	キャリアセンターまたは 大学コンソーシアム京都が発行する証明書
大学コンソーシアム京都単位互換科目、同志社女子大学単位互換科目の定期試験	当該科目設置大学が発行する受験証明書
国家試験	当該試験の受験票
課外活動（※3）	事前届出に基づく学生支援センターの証明書
災害	被災証明書
路線の遅延、不通 （通学証明書に記載された通学区間における路線の15分以上の延着の場合に限る）	交通機関が発行する延着証明書
裁判員制度 ・裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ・裁判員、補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書
検察審査会制度 ・検察審査員、補充員として職務に従事	検察審査会事務局が発行する証明書

（※1）**新型コロナウイルス感染症は2023年5月8日から「学校において予防すべき感染症」に指定されております。**

**詳細は本学ホームページ内「[感染症への対応について](#)」をご参照ください。**

（※2）依頼にあたって不明点がある場合は、キャリアセンターに問い合わせてください。

（※3）【対象となる課外活動】

大学の公認団体の活動に伴うものであり、全日本（学生を含む）の大会、国際大会・国際試合及びそれらに出場する条件となる西日本または関西の大会等。対象事由について判断しかねる場合は、スポーツ支援課または両校地いずれかの学生支援課に問い合わせてください。

3. 追試験ごとに**1,000円**の追試験料が必要です。ただし、裁判員制度および検察審査会制度を事由とする追試験については、追試験料を免除します。なお、追試験を未受験であった場合でも追試験料は返還しません。

4. 追試験は通常の試験と同等に評価されます。**減点はされません。**

5. レポートは追試験の対象にはなりませんが、提出締切日・時間に突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間間に合わなくなった場合は必ず**提出締切時間まで**に提出先に連絡を取り、指示を受けてください。

6. 追試験を何らかの事情で受験できなかった場合は、これに対する追試験は実施しません。